

令和 6 年度石狩西部広域水道企業団水道
用水供給事業会計資金不足比率について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 1 9 年法律第 9 4 号）第 2 2 条第 1 項の規定により、令和 6 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
水道用水供給事業会計	—	20.00

（注）資金不足額がないため、「—」で表示しています。

資金不足比率は、資金の不足額の事業規模（営業収益の額－受託工事収益の額）に対する比率です。